

青森県司法書士会

調停センター設置規則

(平成28年 改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、青森県司法書士会（以下「本会」という。）会則第3条第13号の規定に基づいて、本会が開設する青森県司法書士会調停センター（以下「調停センター」という。）の設置及び運用に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 調停センターは、民事上の紛争処理機関として司法書士による仲裁、調停、あっせん等の裁判外紛争解決手続を実施し、もって紛争の当事者の自主的な紛争解決手続に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 調停センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民事紛争に関する裁判外紛争解決手続
- (2) 手続実施者（裁判外紛争解決手続を主宰する者）の養成
- (3) その他、調停センターの目的を達成するために必要な一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 調停センターの事務所は、本会の事務所内に置く。

(構成員)

第5条 調停センターは、本会の司法書士会員（以下「会員」という。）によって構成する。

- 2 調停センターの事業を実施するにあたり、調停センター長が必要と認める場合は、本会の会員以外の者を参加させることができる。

第2章 機関

(運営管理者)

第6条 調停センターに、次の運営管理者（以下「管理者」という。）各1名を置く。

- (1) 調停センター長
- (2) 事務長

(管理者の職務)

第7条 管理者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 調停センター長は、調停センターを代表し、業務を総理する。
- (2) 事務長は、調停センターにおける業務を掌理し、受付事務の統括、事案の振り分け、手続実施者候補の選定等の事務を行う。

(管理者の選任)

第8条 管理者は、本会の会員のうちから本会理事会（以下「理事会」という。）の同意

を得て本会会長が選任する。

(管理者の任期)

第9条 管理者の任期は、前条により選任に同意した理事会を組織する役員の任期と同一とする。ただし、任期が満了した場合であっても後任の管理者が選任されるまでは、なお管理者としての権利義務を有する。

(運営委員会の設置)

第10条 調停センターは、この規則に定める事業の実施に必要な事項のうち、理事会の承認を得たうえで特定の事務を処理させるため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会の設置に必要な事項については、別に定める。

第3章 手続実施者の名簿登載等

(手続実施者の名簿登載等)

第11条 手続実施者は、調停センターに備え置く手続実施者名簿への登載を受けた者でなければならない。

2 前項の手続実施者名簿登載は、別に定める手続実施者名簿登載要件を満たす者（以下「名簿登載申請者」という。）から調停センターに対して行われる手続実施者名簿への登載申請を受けて行う。

(手続実施者名簿登載者の欠格事由)

第12条 調停センターは、次の事由のいずれかに該当する者については、手続実施者名簿への登載を拒否し、登載されている者については、調停センター長が名簿から取り消すものとする。

- (1) 本会の会員でない者
- (2) 司法書士法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 司法書士法第47条第1号の懲戒処分を受け、その処分が終了した日の翌日から1年を経過しない者
- (4) 司法書士法第47条第2号の懲戒処分を受け、その処分の期間が終了した日の翌日から2年を経過しない者
- (5) 司法書士法第47条第3号の懲戒処分を受け、その処分の期間が終了した日の翌日から5年を経過しない者
- (6) 本会会長の注意勧告処分を受け、その処分が終了した日の翌日から1年を経過しない者
- (7) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第7条の欠格事由又は第23条の認証取消処分を受けた者
- (8) この規則及びこの規則の委任規定に違反し、若しくは違反する恐れがあるとして調停センター長が不適任と認めた者

2 前項第8号の規定に基づいて名簿登載を拒否し、若しくは名簿から取り消す場合は、名簿登載申請者又は候補者（手続実施者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 研修

(研修)

第13条 調停センターは、手続実施者名簿への登載及び手続実施者の能力向上並びに管理者の適正事務遂行のために研修を実施する。

第5章 調停等の実施

(手続規程)

第14条 調停センターの実施する紛争解決手続は、別に定める手続実施規程に基づいて行うものとし、その手続の開始から終了に至る過程は、利用者に詳細に説明しなければならない。

(守秘義務)

第15条 調停センターの管理者、運営委員、候補者、本会の役員及び事務局職員（臨時的に雇用された者を含む。）は、正当な理由なく、調停センターの業務を遂行する上で知り得た内容について他に漏らしてはならない。これらの職を辞した後も同様とする。

2 管理者が前項の守秘義務に違反した場合は、本会会長は、理事会の調査を経たうえで、解職の処分を行うことができる。

3 候補者が第1項の守秘義務に違反した場合は、本会会長は、調停センター長又は運営委員会による調査を経たうえで、手続実施者名簿の登載取消の処分を調停センターに命じることができる。

第6章 情報の公開

(情報の公開)

第16条 調停センターは、利用者の選択の基準を提供するため、調停センターの業務及び財務等に関する事項について情報を公開する。

(情報公開の方法)

第17条 調停センターの情報公開は、本会のホームページに掲載するとともに、本会の事務局等適宜の場所に掲示して行う。

第7章 資産及び会計

(会計)

第18条 調停センターの会計は、本会の一般会計とする。

(収入)

第19条 調停センターの運営費用は、次のものをもって充てる。

- (1) 本会の一般会計予算
- (2) 利用者からの利用負担金
- (3) 寄付金その他の雑収入

第8章 支部

(支部)

第20条 調停センターに、支部を置くことができる。

2 支部の設置場所は、管理者の提案に基づいて理事会で承認を受けるものとする。

第9章 利用者の費用負担

(利用負担金)

第21条 調停センターは、利用者から徴収する負担金として次のものを定め、その額等については、別に定める。

- (1) 申込手数料
- (2) 期日手数料
- (3) 合意成立手数料
- (4) その他調停センター手数料規程に定める費用

第10章 苦情対応

(苦情の受理)

第22条 調停センターの実施した手続に関する苦情の申立ては、調停センターの苦情対応窓口において対応するものとする。

2 調停センターは、利用契約を締結した利用者に対して、苦情に関する申立機関として調停センターに苦情対応窓口が設置されていることを告知しなければならない。

第11章 補 則

(規則の改廃)

第23条 この規則の改廃は、本会の総会の承認を要する。

(規程への委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、別に理事会で定める。

附 則 (平成17年制定時)

- 1 (省略)
- 2 調停センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)」による認証を受けるものとする。

附 則 (平成27年改正時)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年5月23日から施行する。

附 則 (平成28年改正時)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年5月19日から施行する。